

周波数移行に要する費用負担について

1 費用負担の範囲について

全ての認定開設者は、対象免許人との合意に基づき、次の費用の全部を負担することを、開設指針にて規定。

- ① 無線設備及びこれに附属する設備（受信設備、伝送路設備等）の取得に要する費用
- ② 上記①の設備の変更の工事に要する費用

※負担可能額の算定に関する基本的な考え方は別添参照

2 下限額・上限額の設定について

- (1) 開設指針では、申請者が負担可能な金額について、総務大臣が審査する際の基準として、下限額（600億円）及び上限額（1500億円）を設定。

※実際に認定開設者が負担する費用の範囲は上記1のとおりであり、負担可能額として認定開設者が申請した金額と一致するとは限らない。

- (2) 下限額・上限額の内訳は以下のとおり。

- 下限額：周波数移行の対象となる無線局数が最小限であり、かつ、当該無線局が移行先周波数帯の一部に対応することとして算定した額
- 上限額：周波数移行の対象となる無線局数が最大限であり、かつ、当該無線局が移行先周波数帯の全部に対応することとして算定した額

		※金額は税込み	
		FPU	特定ラジオマイク
下限額	機器費用	124億円	354億円
	工事費用	7億円	45億円
	(小計)	132億円	399億円
	(合計)	530億円	
上限額	機器費用	192億円	1,214億円
	工事費用	7億円	50億円
	(小計)	199億円	1,265億円
	(合計)	1,463億円	

(参考) 下限額・上限額における移行対象無線局数の見込み数

	FPU	特定ラジオマイク
下限額	102局	21,553局
上限額	109局	23,157局

負担可能額の算定に関する基本的な考え方について

1 基本的な算定方法の考え方

「三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する告示」による改正後の「三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成 23 年総務省告示第 513 号）」（以下「開設指針」という。）に基づく 700MHz 帯開設計画の認定の審査基準に用いる負担可能額の下限額（開設指針別表第二の九に定める額）及び上限額（開設指針別表第三の一の括弧書に定める額）は、いずれも、下記（1）の①及び②の無線局ごとに、基本的に下記（2）の算定方法に従って算出した金額の合計額として

（1）対象無線局

- ① 770～806MHz の周波数を使用する番組素材中継を行う無線局（以下「FPU」という。）
- ② 779～788MHz 又は 797MHz～806MHz の周波数を使用する特定ラジオマイク及び 770～806MHz の周波数を使用するデジタル特定ラジオマイクの無線局（以下単に「特定ラジオマイク」という。）

（2）移行先として想定される周波数

① FPU

- 1,240～1,300MHz（以下、FPUに関する記載において「1.2GHz 帯」という。）及び
2,330～2,370MHz（以下「2.3GHz 帯」という。）

② 特定ラジオマイク

- 470～714MHz（470～710MHzについてはホワイトスペース^{※1}）（以下単に「ホワイトスペース」という。）及び
1,240～1,260MHz（以下、特定ラジオマイクに関する記載において「1.2GHz 帯」という。）

※1 「ホワイトスペース」とは、放送用等の目的に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数をいう。

（3）算定方法の概要

2013 年度末日時点で開設されていると推計される無線局数^{※2}に、1 無線局当たりの平均移行費用^{※3}を乗じた金額

※2 2013 年度末日時点の無線局数については、これまでの無線局数の変動状況及び総務省において実施した既存無線局の免許人及び無線設備の製造業者等に対するヒアリング・アンケート結果をもとに、総務省において推計したもの。なお、2014 年度以降は、無線局は増加しないものと想定した。

※3 「移行費用」とは、無線設備及び附属設備の取得及び変更工事に要する費用をいう。（開設指針第九項第三号参照。）

2 下限額の基本的な算定方法

(1) 無線局数

① FPU

直近の無線局数（102 局）

② 特定ラジオマイク

直近の無線局数に、免許人に対する調査に基づき 2013 年度末日までに増設されると見込まれる無線局数を加えた数（2 万 1,553 局）

(2) 1 無線局あたりの平均移行費用

① FPU

全ての無線局が移行先周波数帯の一部に対応した無線設備を使用するものとして、無線設備の種類ごとに3つの区分を設け、それぞれについて1無線局当たりの平均移行費用（約1億2,000万円～約1億3,000万円）を算出した。

当該平均移行費用には、使用する周波数帯が変わることにより増設が必要となる受信機及び伝送路設備の費用を含む。

② 特定ラジオマイク

全ての無線局がホワイトスペースに対応した無線設備を使用するものとして、1無線局当たりの平均移行費用（約180万円）を算出した。

当該平均移行費用には、常設でない^(※4)無線局が移行先のホワイトスペースでの使用を確保するために最小限増設が必要となる無線設備及び附属設備の費用を含む。

※4 「常設」とは、無線設備又は附属設備が固定の一箇所で使用されることをいい、「常設でない」とは、無線設備又は附属設備が複数の場所で使用されることをいう。

3 上限額の基本的な算定方法

(1) 無線局数

① FPU

直近の無線局数に、免許人に対する調査に基づき 2013 年度末日までに増設されると見込まれる無線局数を加えた数（109 局）

② 特定ラジオマイク

直近の無線局数に、過去の増減実績を基に算出した増加率（前年比約 1.04 倍）による 2013 年度末日までの増加予想数を加えた数（2 万 3,157 局）

(2) 1 無線局あたりの平均移行費用

① FPU

全ての無線局が 1.2GHz 帯に対応した無線設備及び 2.3GHz 帯に対応した無線設備を使用するものとして、無線設備の種類ごとに 3 つの区分を設け、それぞれについて 1 無線局あたりの平均移行費用（約 1 億 6,000 万円～約 1 億 9,000 万円）を算出した。

当該平均移行費用には、使用する周波数帯が変わることにより増設が必要となる受信機及び伝送路設備の費用を含む。

② 特定ラジオマイク

常設される無線局はホワイトスペースに対応した無線設備を、常設でない無線局はホワイトスペースに対応した無線設備及び 1.2GHz 帯に対応した無線設備を使用するものとして、1 無線局あたりの平均移行費用（約 540 万円）を算出した。

当該平均移行費用には、常設でない無線局が移行先のホワイトスペース及び 1.2GHz 帯での使用を確保するために最大限増設が必要となる無線設備及び附属設備の費用を含む。